松戸市農業委員会総会議事録

令和6年1月15日

令和6年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年1月15日午後3時00分松戸市農業委員会総会を 松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉	浦	昌	平	2番	杉	浦	勇	司
3番	横	山	定	勝	5番	渡	邉	洋	子
6番	加	藤	万里子		7番	Щ	П	輝	雄
8番	戸	張	嘉	宣	9番	岩	佐	忠	夫
10番	JII	上	博	久	11番	渡	来	和	治
12番	渡	邊	慶	弘	13番	鈴	木	榮	_
14番	湯	浅	孝	-	15番	相	田	敏	克
明・矢切区域	齌	藤		香	明・矢切区域	平	Ш	正	俊
東部区域	湯	浅	雅	之	常盤平・五香区域	Щ	﨑	唯	司
馬橋・小金区域	小	林	直	_	馬橋・小金区域	湯	浅		清

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 関係課出席職員 農政課

主任主事 榎 本 稔 主任主事 南 貴 文

1. 事務局出席職員

 事務局長
 加藤広之
 事務局長補佐
 榊 孝弘

 主幹兼
 武井博子
 主任主事
 小川裕右

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年1月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがいまして、松 戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署 名委員を指名いたします。

議席番号2番、杉浦勇司委員、議席番号3番、横山定勝委員の両委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号までとなっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、 事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 **長** それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。 それでは、利用計画について、農政課、よろしくお願いします。 農政課 農政課、榎本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。 当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地集 積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件1件、再設定案件2件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は2,845平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、リーフレタス、大根、ニンジンを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅 (雅) 推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

借受者は、農地銀行を利用してほかにも多く耕作されております。畑もよく管理されておりますので、私は原案に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、2番について、農政課、よろしくお願いします。

農政課 はい。

議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は792平方メートルで ございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山﨑委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課の説明でよく分かりました。

再設定案件でもあり、今後も適正な農地管理がされると思いますので、賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま山﨑委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、3番について、農政課、よろしくお願いします。

農政課 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は1,000平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山﨑委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

こちらも再設定案件で、今後も適正な農地管理がされると思いますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山﨑委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題と いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号9番、岩佐忠夫です。

去る1月9日火曜日、議案第2号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査 会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊慶弘農業委員、相田敏克農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取 した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については7ページから12ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の7ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人は土木工事・解体工事事業を行っている法人の取締役をしており、その法人から駐車場と資材置場として利用したいという要望があったことから、申請地を取得して利用するためです。

土地選定理由は、県道松戸・野田線に近く、千葉県や埼玉県の現場へ移動しやすいためです。

議案参考資料の9ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場及び貸資材置場用地です。整地については、砕石敷きと します。

排水については、雨水のみで、自然浸透です。

被害防除については、現地の日照、通気性を考慮しネットフェンスを施設します。

他法令については、水路の仮設橋梁、橋梁までの市有地の通路使用がありますが、いずれ も許可を確認しております。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10~クタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。 審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山委員 議席番号3番、横山定勝です。

ただいまの説明でよく分かりました。私も審査会の意見に賛成したいと思います。お願いいたします。

議 **長** ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して 早知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書3ページ、報告事項1から9ページの報告事項4について報告させていただきます。

まず、3ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、 相続による所有権移転により5件の届出を受理しました。なお、5件ともあっせん希望はあ りませんでした。

次に、4ページから5ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページ下段の記載のとおり、11月分として田2件、1,069平方メートル、畑7件、8,405平方メートル、合計9件、9,474平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、6ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、田3件、3,846平方メートル、畑22件、 7,230平方メートル、合計25件、1万1,076平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書4件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年1月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時17分